

2015年2月号



YELL・Spirits エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email：info@sr-yell.com



- 代表より
- パーソナリティ診断キャンペーンのご案内
- 企業のマイナンバーへの準備
- 4月から設置が求められるパートタイム労働者の相談窓口
- 労務相談室
- エールからのお願い
- スタッフコラム

鎌倉です。半年くらい前、会員になっているフィットネスクラブ(といってもあまり行けていないのですが・・・)から、こんな通知がありました。

「これまで『大人のためのスポーツクラブ』としてやってまいりました。経営努力を続けてきましたが、この度、地域に根ざすクラブとして再出発し、休館日に限定して、子供向けのスクールを新たに始めることになりました」「大人のスポーツクラブとして選んでいただいている会員様からのご批判もあろうかと思いますが何卒ご理解いただきますようお願い致します」という内容でした。そのクラブは快適な設備が揃っているのですが、私が行く時間は、だいたいプールは数名しかいなく、貸切りに近い状態も多かったので、これで経営は成り立つのかな？とちょっと心配していました。

そんな中で、この方向転換と、背反することを両立させるアイデアは、とてもいいな！と思いました。

『大人のためのスポーツクラブ』として選んだ人は、子供と一緒にの時間にプールを利用したくはないはず。でも、休館日であれば問題ないですものね。大倉山では、子供のスイミングスクールは子供の徒歩圏にはなく、送迎バスの空きがでない限り、通わせることができないため、近くにキッズスイミングスクールがあったらいいのに・・・というニーズがありました。目の前には申し分ない施設があるのに、「大人専用」を掲げていて利用できなかった訳です。

最近、新たな層(子供の親や、孫を連れてくる祖父母)が確実に施設に足を運ぶようになったなあと感じます。子供がキッズスクールをお休みした振替は、大人の一泊利用券が渡されるしくみになっているのです。会員ではなくても、利用できる層を生み出して、ファンを作っていくしくみです。

『大人のためのスポーツクラブ』という看板は『地域住民のためのスポーツクラブ』に広がり、方向をうまく転換して、これまでのニーズも壊すことなく、新たな顧客の裾野を広げました。

看板の掛け替えは勇気が要ることですが、よくニーズを見れば、もっと広げられるかもしれませんよね！



2月といえば立春。まだまだ寒い日が続きますが、エールではメンバーが一丸となってホットな活動をして参ります！

【パーソナリティ診断キャンペーン】

先月号でご案内の“パーソナリティ無料診断”キャンペーンもご好評いただき、多数のお申込みを有り難うございます。関心をお持ちの企業様はこの機会に是非ご活用下さい。(本誌6頁)

企業のマイナンバーへの準備 Vol.1

今月号から 2016年1月にスタートするマイナンバーへの企業の準備についてご案内していきます。

● マイナンバー制度とは？

「マイナンバー制度」は、日本国民と日本に居住する外国人 1 人ひとりに番号を割り振り、所得や納税実績、社会保障に関する個人情報を一括管理する制度で、2016 年 1 月～スタートします。

これまで国や市町村などがバラバラに管理してきた個人情報を連携させ、相互利用を可能にすることで、国民の利便性を高めると同時に、行政の透明化・効率化を図ることがこの制度の目的です。

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

● 企業も、税や社会保険の手続きで、マイナンバーを取り扱います！

労働・社会保険関係の書類、税務関係の書類にはマイナンバーを記載して提出します。

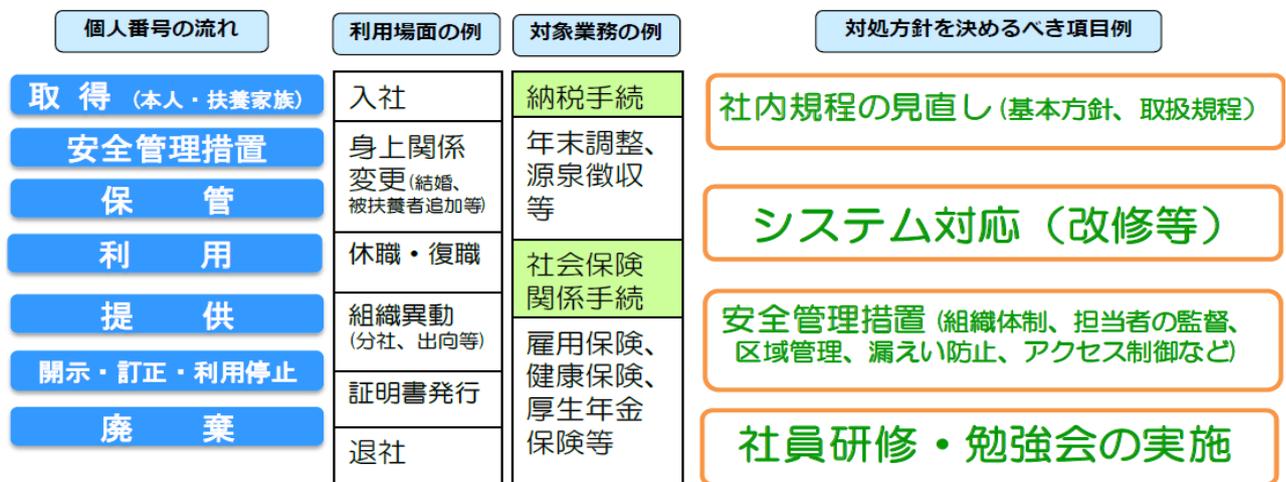
従業員の給与・福利厚生



※下記は一例ですが、2016年以降、労働・社会保険関係書類の手続には従業員のマイナンバーが必要となります。下記の書式は今後、マイナンバー記載欄が入った届出書に様式が変更される予定です。

| 主な提出書類の例 | 提出者 | 提出先 |
|----------------------|-----------|---------------|
| 雇用保険被保険者資格取得届 | 適用事業所の事業主 | ハローワーク |
| 雇用保険被保険者資格喪失届 | 適用事業所の事業主 | ハローワーク |
| 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 | 適用事業所の事業主 | 健康保険組合・日本年金機構 |
| 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 | 適用事業所の事業主 | 健康保険組合・日本年金機構 |

●企業はマイナンバー制度施行に対応するため、下記の準備を進める必要があります。



企業は、社会保障・税務関連の諸手続にマイナンバーを利用することになりますが、システム対応および厳格な情報管理体制の構築が必須となります。また、企業は外部にこれらの事務を委託する場合も、委託先として個人情報の管理が適切な委託先を選んでいるか等について監督責任が生じます。

エールではマイナンバー制スタートに向け、顧問先企業様にご安心いただける体制構築に取り組んでいます。

【社内体制】

- ① Pマーク(プライバシーマーク)の取得申請(現在、最終審査段階) 3月には取得の見込みです。
これまで以上に、個人情報の取扱いを厳にし、社内体制の整備・改善に継続的に取り組んで参ります。
- ② SRP(社会保険労務士個人情報保護認証)の更新試験をパスしております。
- ③ 全職員に対し、個人情報の適切な取り扱いおよびマイナンバーに関する事務所内勉強会を継続的に開催しております。引き続き、職員教育の徹底をはかります。

【お客様に向けて】

- ① 顧問先企業様に安心頂けるよう、弊社のマイナンバーに向けた取り組みの情報発信をして参ります。
- ② 顧問先企業様におけるマイナンバー社内勉強会をサポートいたします。
(顧問先企業様向け・予約制とさせていただきます。担当者にお問合せ下さい)
- ③ 社内ルールの見直し(利用目的の明示、社員同意の取得、マイナンバーの取得から廃棄までの取り扱いのルールなど)についてのサポート

来月以降もエールスピリッツでマイナンバーについて取り上げていきます！！



4月から設置が求められるパートタイム労働者の相談窓口



この4月からパートタイム労働法が改正になるということですが、実務上はどのように対応したらよいのでしょうか？

はい、主な改正点としては2点あり、ひとつはパートタイム労働者を雇い入れたときに企業の雇用管理制度を説明しなければならないこと、もうひとつはパートタイム労働者から相談があった際に対応するための相談窓口を設置し、周知することです。この点については、賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、正社員への転換制度などの内容を説明することとされています。またパートタイム労働者から質問があったときも理解が得られるように説明することが義務づけられています。今回、このような改正が行われた背景としては、企業内でこうした説明をしっかりと行うことで、無用なトラブルを防ぎたいということがあります。



なるほど。労働条件通知書を交付するだけでなく、その内容についてもきちんと説明しておくということですね。相談窓口とはどのようなものになるのでしょうか？雇用管理制度について、具体的にどのような内容を説明すればいいのですか？

相談窓口は、雇用に関する質問や苦情があったときに対応するためのものになります。そのため、その内容を理解していて、質問等に対応できる部署や担当者を選ぶことが重要です。



そうすると本社であれば総務部、支店であれば支店長とするのがよさそうですね。



そうですね。併せて、その窓口を労働条件通知書等の書面で明示する必要があります。パートに対しては、以前から昇給・賞与・退職金の有無について書面で明示しなければなりませんでした。今回これに相談窓口が追加され、計4点となります。具体的な記載方法としては以下になります。



担当者が異動し途中で変わることもありますが、担当者名も記載がいらいますか？



どこまで記載するかは定められていないため、部署名まででも問題ありません。質問があったときにどこに質問すればよいのか分かるようにしておくことがポイントです。この取扱いは、平成27年4月1日以降に雇い入れる方から対象となります。早めに労働条件通知書等の雛形を修正してくださいね。

【相談窓口】 部署名：総務部 担当者職名：課長 ○○（連絡先内線●●●）



相談窓口をどこにするのかを決め、忘れないうちに雛形も修正しておきます。パートの採用については支店でも行っていますので、きちんとこの対応を展開しておくことが重要です。



【ワンポイントアドバイス】

- 平成27年4月より改正パートタイム労働法が施行され、パートを雇い入れたときに賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、正社員への転換制度などの内容を説明しなければならない。
- 企業は、パートから雇用に関する相談があった際に対応するための相談窓口を設置し、平成27年4月1日以降に雇い入れる者から労働条件通知書等で周知しなければならない。

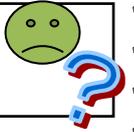


【今月のテーマ】

36協定作成時に間違いやすいポイントは？



当社は毎年36協定を4月起算で締結しています。改めて、36協定作成のポイントを教えてください



従業員に時間外労働や休日労働をさせるためには、時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

36協定の作成時に間違いやすいポイントを3点取り上げてみます。

1. 法定労働時間を超えて時間外労働を行える時間数

36協定には法定労働時間を超えて時間外労働を行う時間数を記入することになっていますが、ここに何時間と記入すればよいのか、あるいは時間数に制限はないのかなど、作成する際に判断に迷うことがあるのではないのでしょうか。36協定における時間数については無制限に認められるものではなく、下表のとおり、時間外労働の限度に関する基準(平成10年労働省告示第154号)において限度時間が設けられており、この範囲内が原則です。

| 期間 | 限度時間 | |
|-----|-------|------------------------|
| | 一般労働者 | 1年単位の变形労働時間制を採用している労働者 |
| 1週間 | 15時間 | 14時間 |
| 2週間 | 27時間 | 25時間 |
| 4週間 | 43時間 | 40時間 |
| 1ヶ月 | 45時間 | 42時間 |
| 2ヶ月 | 81時間 | 75時間 |
| 3ヶ月 | 120時間 | 110時間 |
| 1年間 | 360時間 | 320時間 |

2. 時間外労働の限度時間を超える場合の特別条項の設定と割増賃金率

繁忙期など、上記の限度時間を超えて臨時的に時間外労働を行わなければならない場合は、36協定に特別条項を設けておく必要があります。この特別条項を定めるときには、限度時間を超えて働かせる一定の期間(1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間)ごとに割増賃金率を記載する必要があります。下記記載例のように割増賃金率を記入しておきましょう。

【記載例】 時間外労働において1ヶ月45時間、1年360時間を超えた場合の割増賃金率は2割5分とする。

3. 協定の労働者代表の職名と選出方法の記載

①労働者代表の職名：例えば製造部品質係員、一般販売店員のように具体的に記載します。

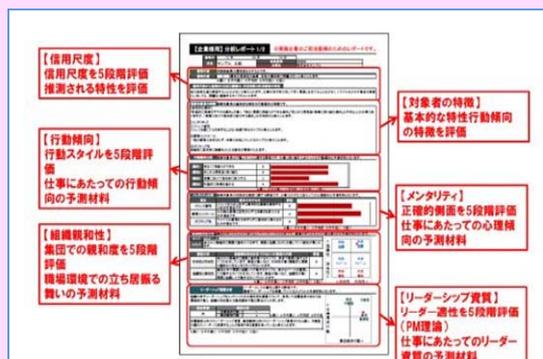
部長、工場長など労働時間管理の対象外である管理監督者は、労働者代表になれないため、選出する際には注意しましょう。

②労働者代表の選出方法：会社側から代表となる者を指名しているケースがときどき見られますが、労働者代表の選出方法については36協定を締結する者を選出することを明らかにして行われる投票や、挙手等の方法により選ぶ必要があります。朝礼など多くの従業員が集まる機会を活用して従業員の過半数の信任を得ておきましょう。

ーパーソナリティ診断無料キャンペーンのご案内ー

先月号でご案内させて頂きました弊社で提供している適性検査のうち、“パーソナリティ診断”を2月28日までの期間限定で**1社につき、3名まで無料**でお試しいただけます。ご活用をご希望の企業様は、担当までお気軽にご連絡ください。

受付 045-549-1071 (滝瀬)



エールからのお願い

賃金台帳の送付のお願い

年度更新手続き準備のため、手続きをご依頼いただいている企業様は、昨年の年間賃金台帳をエールまで年間賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送いただきますようお願い致します。(月別の賃金台帳をご送付頂いている企業様は月別の台帳で構いません。) 1月、2月も給与計算次第、弊社までご送付下さい。

スタッフコラム



今月のコラムは、
遊佐が担当します

今年の春の花粉総飛散量は例年の春と比較すると、東日本ではほぼ例年並み、西日本では例年よりやや多くなると予測されています。今年のスギの飛散開始日は例年より早いようですね……私も毎年悩まされています。

最近病院で毎年勧められているのが「花粉症の予防対策は早めにはじめる」ということです。早ければ早いほど症状が軽くすむとされています。

そして、花粉症の時期を快適に過ごすには、正常な免疫機能を保つことも大切。睡眠を充分にとり、生活習慣を整えることが防衛になるようです。今日からこころがけて、花粉症に負けない免疫力をつけてみませんか？

【免疫機能を保つ主な食品と効果】

- ・**ビタミンA** … レバーや玉子、モロヘイヤ、人参などの緑黄色野菜に多い。
→ 皮膚や粘膜を正常に保ち、感染症を予防し、活性酸素を除去
- ・**ビタミンC** … ピーマンや菜の花などの緑黄色野菜、果物に多い。
→ ストレスに負けない体をつくり、皮膚を丈夫にする
- ・**ビタミンE** … うなぎやサーモン、アーモンドやピーナッツ、ひまわり油など。
→ 過酸化脂質の生成、悪玉コレステロールの酸化を防ぎ、抹消血管を広げて血行改善
- ・**食物繊維** … わかめ、めかぶ、もずく、などの海藻やこんにゃく、玄米など。
→ 腸内にある悪玉菌などの有害物質を体の外に出し、善玉菌を増やして腸内環境改善
- ・**ポリフェノール** … 納豆、枝豆などの大豆製品や、お茶、ワイン、チョコレートなど。
→ 強力な抗酸化作用があり、活性酸素を封じ込めて有害物質を無毒化

花粉症にとっては地獄のシーズン到来ですが…皆さま、明日はわが身にならぬよう免疫力アップを！！